

那須塩原市自治会活動の促進に関する条例の制定について

1 条例制定の趣旨

那須塩原市における自治会の加入率は低迷し、新型コロナウイルスによる活動自粛の影響もあり、地域のつながりや自治会の存在意義の希薄化が懸念されています。

また、少子高齢化や多様化が進む社会において、様々な地域課題の解決や地域環境の整備、見守りや災害時等の助け合いといった自治会本来の役割の必要性は増す一方です。

そこで、時代に合わせた自治会の在り方を目指し、また、市全体が自治会の役割やその重要性を共有することで、市民が支え合い、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、本条例を制定するものです。

2 条例の概要

自治会の重要性を市民等に広く周知し、共通理解を図るため、その基本的な考え方を規定します。

【主な規定内容】

条例の目的、基本理念、市民の役割、自治会の役割、自治会長連絡協議会の役割、事業者の役割、住宅関連事業者の役割、市の役割

3 今後の予定

令和3年11月1日～11月30日	市民意見募集（パブリックコメント）
令和3年12月～令和4年1月	市民意見の整理、意見に対する市の考え方の公表、条例案への反映等
令和4年3月	条例案を議会に上程
令和4年4月1日	条例施行（予定）

※自治会について

自治会とは…地域住民から構成され、地域の基盤となる地域コミュニティ
自分たちの共通利益の実現と生活の向上が主な目的

【主な活動内容】 地域の課題解決、環境美化、親睦・交流、
防犯・交通安全、防災活動、子ども・高齢者の見守り 等

【市内の自治会数】 216（黒磯地区 145、西那須野地区 30、塩原地区 41）

【自治会加入率】 令和3年4月1日時点で 60.4%

世帯数 50,773 世帯のうち、
加入は 30,686 世帯、未（非）加入は 20,087 世帯

※加入世帯数はほぼ横ばい（世帯数増加のため加入率は年々低下）